

令和3年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年4月23日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時10分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。今回も全員の方に時間よりも早くにお集まりいただきありがとうございます。

気持ちの良い季節になりました。ただコロナはまだまだ収まる兆しがなく、大変な時期が続くのかと思います。

年度は新年度となりましたけれども、行事等におきましては時期を考えていかないのかなと思います。

新しい課長を迎えての初めての総会となります。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

あまり議案もないですが、スムーズに行きますようにご協力よろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

日野沢区域担当、高橋清勝委員

三沢区域担当、扇原久栄委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

日野沢区域担当、高橋清勝委員

三沢区域担当、扇原久栄委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1と2は、譲受人は異なりますが、場所が近接しているためまとめて審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

番号1と番号2について農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明いたします。19日の日に横田委員、事務局と現地を見て参りました。

場所ではありますが地図を見ていただきまして、〇〇〇を渡って〇〇方面に100mくらい行きまして、〇〇の信号機があります。

そこを左の方に〇〇方面に入って行く峠がありますが、その手前、信号機から500mくらい入って行くと〇〇〇入口という小さな看板が掛かっています。

そこを200mくらい〇〇〇の方に行ったところになりまして、ちょっと先には〇〇〇があります。

現地の方は、耕作はされておられませんので、荒地になっております。その近辺も畑は耕作されておらず、荒れたところが多くなっております。目の前には既に太陽光もあります。

1については、雑草が生えたところになります。2の方は大きな栗の木等の大木がある状態です。もちろん耕作はされておられません。

周辺の住民への説明会をされているとのことですので問題ないと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番
横田委員

ただいまの土屋委員の説明でよろしいと思います。荒廃農地の解消として太陽光発電設備の転用はやむを得ないと思います。地域住民へも説明しているし、直ぐ隣接したところに水路がありまして、そちらも県土整備事務所に確認してあるとのことですので問題ないかと思います。

申請が2件同じような内容で、譲受人が違うのですが、事務局の方で会社の定款等を確認していると思いますので支障はないと思います。

浅見会長

今の件について事務局。

事務局

補足いたします。横田委員の言うとおりに、会社ごとの登記事項証明書と定款をいただいております。両者とも太陽光を事業として登記されておりますので、そういったことを行う業者と確認しております。

浅見会長 事業所の代表の名字が一緒ですが、関係していますか。

事務局 申請にあたっては2件目の〇〇〇〇が対応しておりますので、関係しています。
登記上ではそこまで書いていないので別法人にはなりません。

浅見会長 これより本件に対する質疑を行います。2つについて何かありましたらお願いいたします。

出席委員 (なしの声あり)

浅見会長 質疑がございませんので、これより番号ごとに採決いたします。
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
始めに番号1について採決いたします。

出席委員 (委員の挙手)

浅見会長 挙手委員が多数と認めます。
続いて番号2について採決いたします。

出席委員 (委員の挙手)

浅見会長 挙手委員が多数と認めます。
よって、番号1と2の案件については許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。